

券名	障がい者(児)タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※「高齢者タクシー料金助成利用券」との併用はできません。	65歳以上の方で、介助なしでは外出することが困難な市民税非課税世帯の高齢者の方(一定の基準に該当する必要があります) ※「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」との併用はできません。
	・本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税減免の適用を受けている方やこれらから受けられる方は対象になりません。ただし、医療的ケアを要する方は、医師の意見書等により対象となる場合があります。 ・障がい者等の「バス特別乗車証」を交付されている方は対象になりません。 ・市民税等の滞納がある方は対象になりません。ただし、適切な納付誓約書の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は対象となります。	
助成内容	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。
申請方法	各種障がい者手帳と印鑑をお持ちのうえ、 <b>地域福祉課</b> で申請してください。 ☎84-0643	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)と印鑑をお持ちのうえ、 <b>高齢介護課</b> で申請してください。☎84-0644

平成31年4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、3月25日(月)から交付申請の受付を始めます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。

「障がい者(児)タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について

## 「バス特別乗車証」からの切り替えについて

バス特別乗車証からタクシー料金助成利用券への切り替えを希望される方は、3月29日(金)までに地域福祉課で申請してください。なお、年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

## 65歳以上の高齢者世帯に 昼食を配達します

次の要件に該当される世帯に、昼食を配達いたします。減塩食や糖尿病食など、持病に配慮した特別食もあります。

### 対象者

買い物及び調理が困難な65歳以上の方のみで構成される世帯で、直接手渡しでお弁当の受け取りができる方

### 利用料

普通食400円、特別食550円

### 申込み

高齢介護課へ申請書を提出してください。代行申請や郵送での申請もできます。(要押印)

※電話での申請は受け付けできません。

※申請後、ご自宅へ訪問調査があります。

※申請書は高齢介護課または市ホームページにあります。

### 問い合わせ

高齢介護課 ☎840644

## 「はんだクリーンボランティア活動 実践者感謝状贈呈式」を開催しました

2月5日、はんだクリーンボランティアとして10年以上活動を継続しているみなさんに感謝状を贈呈しま

した。はんだクリーンボランティアとは、公園や道路など公共施設の清掃や環境美化に取り組んでいる方々のことをいいます。現在、178団体(企業、個人含む)、9,170名にご登録いただいております。

名にご登録いただいております。ボランティアのみなさんへ清掃活動に必要な物品の支給などを行っています。

今後も、半田市がきれいなまちになるよう、みなさんと一緒に環境美化活動を推進していきます。はんだクリーンボランティアで活動していただける方も募集していますので、興味のある方は、ぜひ市民協働課へお問い合わせください。

贈呈式出席者(順不同・敬称略)

◇神戸おやじ会

◇エイゼンクリーン隊

◇岩橋政仁

◇社会福祉法人ダブルエッチジャー

HNひまわり

市民協働課 ☎840609

はんだクリーンボランティア活動実践者感謝状贈呈式

